

鳥取県ふるさと産業支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出 (着手の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

* 訂正などお願いすることがありますのでなるべく早く提出してください。

提出物: 交付申請書、事業計画書、収支予算書、構成員名簿(グループの場合)

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業着手

* かならず交付決定を受けてから着手してください。

交付決定前の支出については、補助対象となりません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

* 事業の完了とは: 補助対象経費の支払いがすべて完了した日

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※提出書類:

- ・完了報告書(実施の成果、売上げ、等も含む)
- ・収支決算書、領収書(全ての支出に領収書が必要です)
- ・振込依頼書
- ・実施の様子がわかるもの(会場の写真等)